

令和4年6月定例会 陳情

令和4年陳情第1号

「補聴器購入補助等の改善をはじめ、難聴（児）者への支援拡充を求める意見書」採択についての陳情書

・受理年月日

令和4年3月2日

・陳情の要旨

聴力に障害があり、障害者総合支援法の身体障害者障害程度等級2級～6級に該当する場合は、補聴器が「補装具費支給制度」の対象とされるが、軽度・中等度難聴（児）者については、「補装具費支給制度」の対象となっていない。

特に子どもにとって、聞こえは発達・学業にも大きな影響がある。また、成人にとって仕事にも支障があり、老人にとっては、聞こえが認知症や命にかかわる。

2017年7月開催の国際アルツハイマー病会議でランセット国際委員会は、難聴を認知症の危険因子の一つに挙げ、2020年には「予防可能な40%の12の要因の中で難聴は最も大きな危険因子」と指摘している。難聴のためにコミュニケーションがうまくいかなくなると、人との会話をつい避けるようになってしまい、抑うつ状態に陥ったり、社会的に孤立してしまう危険もあるとされている。

軽度・中等度難聴時に対する補聴器購入費等助成制度は、すべての都道府県で創設されているが、自治体によって制度の内容が大きく異なっている。また、成人については、制度そのものがない自治体もある。

どこの自治体に住んでいても、軽度・中等度難聴（児）者に対して十分な補助が行われるべきである。しっかりとした補助を行うことで、子どもの発達や成人の仕事を支え、認知症予防にも大きな効果が期待できる。

こうしたことから、「補聴器購入補助等の改善をはじめ、難聴（児）者への支援拡充を求める自治体意見書」の採択をお願いしたい。

・陳情者

盛岡市盛岡駅前通15-19 フコク生命ビル8階

岩手県保険医協会

会長 南部 淑文

・処理結果

本会議において報告しました。

上記項目を記載した陳情文書表を、全議員及び本会議に出席した当局職員へ配付しました。

令和4年6月定例会 陳情

令和4年陳情第2号 公務・公共サービスの拡充を求める陳情

・受理年月日

令和4年3月18日

・陳情の要旨

東日本大震災の発生から11年が経過し、この間、公務労働者は復興の実現に向けて全力でとりくんできた。

また、新型コロナウイルス感染症の蔓延により顕在化した格差と貧困の拡大などに対して、安心・安全な暮らしを求める国民の行政へのニーズが高まっている。

しかし、ニーズに応えるべき行政機関では人員が足りていない。原因是、行政機関の職員の定員に関する法律により厳しく定員制限され、定員合理化計画で毎年人員が削減され続け、とりわけ地方出先機関で削減が進んでいることにある。

一方で脆弱になった行政体制の補完、行政ニーズの増加に対応するため、非常勤職員が多く採用されている。しかしその待遇は劣悪かつ雇用も不安定であることから「官製ワーキングニア」と批判され、無期転換申込権も認められず、期間業務職員の更新も「パワハラ公募」といわれ、行政の専門・継続性にも悪影響を及ぼしている。

以上の趣旨から下記の項目について、国に働きかけるよう陳情する。

【陳情項目】

- 1 「行政機関の職員の定員に関する法律」を廃止するとともに、第一線に定員削減を押し付ける「国の行政機関の機構・定員管理に関する方針」は撤回すること。
- 2 非常勤職員の安定雇用のため以下の事項を実現すること。
 - (1) 恒常的・専門的・継続的業務に従事する非常勤職員は、常勤化・定員化すること。
 - (2) 労働契約法の解雇権濫用法理や無期転換制度と同様の制度を整備すること。
 - (3) 期間業務職員の更新に係る公募要件は撤廃すること。

・陳情者

盛岡市紺屋町7-26
盛岡公共職業安定所内

岩手県国家公務関連労働組合共闘会議
議長 岩崎 保

・処理結果

本会議において報告しました。

上記項目を記載した陳情文書表を、全議員及び本会議に出席した当局職員へ配付しました。

令和4年6月定例会 陳情

令和4年陳情第3号 コロナ感染拡大防止策に関する陳情書

・受理年月日

令和4年3月22日

・陳情の要旨

厚生労働省は界面活性剤によるコロナウイルスの不活性化を1年半前に発表した。界面活性剤を空気清浄機のフィルターにドブ漬けするだけで、コロナ対策空気清浄機が作れる。

負イオン（アニオン性）の界面活性剤であれば、陽イオンのコロナウイルスを電気的に吸着できますので、さらに効果が期待できる。

国がこれを発表し、空気清浄機の各メーカーが界面活性剤付きの空気清浄機を量産すれば、日本に強力なコロナ防衛ラインを築ける。または、既存の空気清浄機のフィルターにアニオン性界面活性剤を付ければ、原価50円でコロナ対策空気清浄機を作れる。

これを広報で知らしめられないか。各自治体にお願いしたい

・陳情者

千葉県柏市五條谷306-7

津田紳二

・処理結果

本会議において報告しました。

上記項目を記載した陳情文書表を、全議員及び本会議に出席した当局職員へ配付しました。

令和4年6月定例会 陳情

令和4年陳情第4号 女性トイレの維持及びその安心安全の確保について

・受理年月日

令和4年3月25日

・陳情の要旨

【陳情趣旨】

労働安全衛生規則第628条及び事務所衛生基準規則第17条所定の事業所トイレにおける大原則である「男性用と女性用に区別して設けること」につき、今後ともこれを崩さないよう所管の厚生労働省に申し入れ、また、公的な建物内、公衆便所や大規模小売店舗等の不特定多数が使うトイレにつき、女性トイレはすべからく維持し、またこれらトイレにおいて、女性の安心安全という権利法益を守るべく諸方策を取るよう国内閣府に申し入れるよう陳情する。

【陳情の理由】

令和3年12月1日施行の労働安全衛生規則等の改正は、男性用と女性用とに分ける大原則は維持しつつも、同時に働く労働者が常時10人以下であれば共用1個でよい、独立個室型のトイレを設けたときは男女別トイレの設置基準に一定数反映させるとされた。公的な建物、公衆便所や大規模小売店舗等の不特定多数が使うトイレにおいても、独立個室型のトイレで足りるとの設計を助長し、更には男女共用型のトイレで足りるとする傾向を成立・加速させる可能性がある。

女性トイレでの女性は、より無防備であることから身体男性への恐怖感がある。個室に引きずり込まれての性暴力被害、個室での盗撮や盗聴被害の増加、更に使用済みの生理用品を見られたり、持ち出される事件は後を絶たない。特に、警戒心が薄く抵抗する力のない女児や、障害のある女性が性暴力被害に遭いやすい傾向にある。したがって、事業所トイレにおける大原則である「男性用と女性用に区別して設けること」を今後とも崩さず、女性トイレはすべからく維持し、また女性の安心安全という権利法益を守るべく諸方策を取ることは極めて重要であり、陳情趣旨のとおり求める。

・陳情者

神奈川県大和市中央2-1-15-5階大和法律事務所内

女性スペースを守る会

—LGBT法案における『性自認』に対し慎重な議論を求める会—

共同代表

飯野香里/井上恵子/永田マル/山田響子

・処理結果

本会議において報告しました。

上記項目を記載した陳情文書表を、全議員及び本会議に出席した当局職員へ配付しました。

令和4年6月定例会 陳情

令和4年陳情第5号

国民の祝日「海の日」を7月20日に固定化する意見書の提出を求める陳情

・受理年月日

令和4年4月11日

・陳情の要旨

海事振興連盟は、超党派の国会議員350余名と海事関係団体等で構成される組織で、我が国の海事産業の発展に貢献すべく日々活動している。

国民の祝日「海の日」は「海の恩恵に感謝するとともに、海洋国日本の繁栄を願う」ことを趣旨として、平成8年から施行されている。

当初「海の日」とされた7月20日は海洋国家日本の礎となる記念すべき日で、「海洋国家日本を宣言した日」である。

しかるに平成15(2003)年以降、いわゆるハッピーマンデー制度により、「海の日」は「7月の第3月曜日」になり、毎年その日にちが変動する祝日となった。

わが国は国連加盟193カ国のなかでいち早く「海の日」を国民の祝日とした唯一の国である。その制定趣旨を顧みれば、海を通じて人的・文化的交流を図り、経済活動を行ってきたわが国にとって7月20日を「海の日」として国民の認識を得ることは海洋国家として当然のことと考える。われわれ海事振興連盟は、海の日を7月20日に戻し、わが国を改めて名実ともに海洋国家といえる存在とするべく、議員提案としてその成立を期することとした。

「海の日」を7月20日に固定化することにより、国民の一人一人が海をめぐる様々な状況に思いを馳せ、「海の恩恵に感謝するとともに、海洋国日本の繁栄を願う」という「海の日」の趣旨に思いをいたす機運を盛り上げることが極めて重要であると思っている。

については、地域振興の見地からも、国民の祝日「海の日」を7月20日に固定化する意見書を内閣総理大臣あてに提出されるようお願いする。

・陳情者

東京都千代田区平河町2-6-4 開運ビル

海事振興連盟

会長 衛藤 征士郎

・処理結果

本会議において報告しました。

上記項目を記載した陳情文書表を、全議員及び本会議に出席した当局職員へ配付しました。

令和4年6月定例会 陳情

令和4年陳情第6号

沖縄を「捨て石」にしない安全保障政策を求める意見書の提出を求める陳情

・受理年月日

令和4年5月18日

・陳情の要旨

米軍統治下に置かれた沖縄が日本に「復帰」して今年で50年、沖縄では、今なお、憲法が定める基本的人権が脅かされている状況が続いている。この国の米軍専用施設の70%以上が国土面積0.6%の小さな沖縄に押し付けられており、この沖縄差別というほかない政策が、沖縄県民の命と尊厳を激しく傷つけている。戦争の脅威が身近に感じられる今、沖縄を「捨て石」にするかのような安全保障政策は、断じて許されるものではない。

沖縄県民は、選挙や県民投票を含むあらゆる民主主義的方法を通して、このような政策の是正を求めてきた。2019年の辺野古県民投票でも、県民は明確に基地の押しつけにNOを示した。しかし、日本社会はその声を無視し続けており、国連の人種差別撤廃委員会も、このような基地の集中を「現代的な形の人種差別」として政府に問題解決を求めている（2010年4月6日、国連文書番号 CERD/C/JPN/CO/3-6）。

大多数の国民が日米安保条約の維持を望むのであれば、それを公平・公正に負担することは当然のこと、これまで沖縄に押し付けてきた基地は「本土」に引き取り、米軍基地問題は公平・後世に日本全体の問題として国民全体で議論し解決していくべきである。私たちが求めるべきは、沖縄を犠牲にしない安全保障政策である。以上の観点から下記事項について意見書を国および国会に提出するよう陳情する。

（陳情項目）

1. 沖縄を「捨て石」にした差別的な安全保障政策をやめること
2. 辺野古新基地建設を断念すること
3. 普天間基地は「本土」に引き取り、日本全体で問題解決すること

・陳情者

鶴岡市水沢字行司免43-13

辺野古を止める！全国基地引き取り緊急連絡会

代表 漆山 ひとみ

・処理結果

本会議において報告しました。

上記項目を記載した陳情文書表を、全議員及び本会議に出席した当局職員へ配付しました。